



平成 26 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 三櫻工業株式会社  
代 表 者 取締役社長 篠原 利幸  
(コード番号：6584 東証第一部)  
問 合 せ 先 取締役常務執行役員 田村 豊  
グローバル管理本部長  
(TEL.03-5793-8411)

## 取締役に対する株式報酬型ストックオプションの導入に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 14 日開催の取締役会において、取締役に対する株式報酬型ストックオプションを導入することの承認を求める議案（以下「本議案」という。）について、平成 26 年 6 月 24 日開催予定の第 106 期定時株主総会（以下「本総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 目的

当社の取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、職務執行の対価として、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

#### 2. 内容

##### (1) 株式報酬型ストックオプションの導入

当社の取締役の報酬額は、平成 25 年 6 月 25 日開催の第 105 期定時株主総会において、取締役については年額 3 億 9,000 万円以内（うち社外取締役については年額 4,000 万円以内）とし、取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないとする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当該取締役の報酬額とは別枠で、当社取締役（社外取締役を除く）に対する報酬として年額 1 億 5,000 万円の範囲で、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプション（権利行使価格が 1 円の新株予約権）制度を導入することを本総会に付議いたします。

本議案が承認された後は、本議案記載の範囲で、取締役会の決議により、株式報酬型ストックオプションのための新株予約権を取締役に対して発行することになります。

##### (2) 株式報酬型ストックオプションの内容（報酬として発行する新株予約権の内容）

###### ①新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という）は 100 株とする。

なお、当社が株式分割、株式無償割当または株式併合等を行う場合で付与株式数の調整を行うことが適切なときは、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合には、これを切り

捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当または株式併合の比率

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとする。

②新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内に割り当てる新株予約権の数は 2,300 個を上限とする。

③新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した公正価額を払込金額とする。なお、当該払込金額は、同額の当社に対する報酬債権と相殺するものとする。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額 1 円に付与株式数を乗じた金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から 30 年以内の範囲で当社取締役会が定める期間とする。

⑥新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、当社の取締役を退任した日の翌日から 10 日（10 日目が休日に当たる場合には翌営業日とする）を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会が定めるものとする。

⑦新株予約権の譲渡制限

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

⑧新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑨その他の新株予約権の内容

上記①から⑧の細目及び新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

（ご参考）

当社は、上記新株予約権と同内容の新株予約権を、当社の執行役員に対し、当社が必要と判断る個数を取締役会の決議により発行する予定であります。

以 上